相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県加須市大字南篠崎一三九九番地、最後の住所大阪府河内長野市以下不詳
被相続人　亡　杉田　江一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十一日
大阪市北区西天満四丁目三番一一号梅新パークビル八階
相続財産管理人　弁護士　和田　宏徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区大阪城一番地、最後の住所大阪府岸和田市土生町八丁目二三番二九号
被相続人　亡　北垣　孝文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十一日
大阪市北区西天満二丁目一一番八号アメリカンビル五〇一号
相続財産管理人　弁護士　宇賀神　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県五條市滝町三六九番地、最後の住所奈良県五條市田園五丁目一三番地の五
被相続人　亡　森本　康平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十一日
奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目六番一号まさりビル三階
相続財産管理人　弁護士　中西　達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市若松区宮丸二丁目三番、最後の住所福岡県遠賀郡芦屋町西浜町五番二六号グループホームくもじ
被相続人　亡　徳永　豊次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十一日
北九州市若松区東二島一丁目六番六―一〇二号
相続財産管理人　有益　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川郡糸田町一八七九番地、最後の住所福岡県田川郡糸田町一八七九番地
被相続人　亡　加藤　茂雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十一日
福岡県田川市中央町四番二〇号
相続財産管理人　和田　雅之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区大字白野江二六八七番地、最後の住所北九州市門司区大久保一丁目九番二〇号　さわやか和布刈弐番館
被相続人　亡　赤田　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十一日
事務所北九州市小倉北区米町一丁目一番一号小倉朝日びぜんビル三〇三号　平和通り法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小鉢　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区風師三丁目三四六番地、最後の住所北九州市門司区風師三丁目一一番一五号
被相続人　亡　清原ハツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十一日
北九州市小倉北区大手町一一番三号
相続財産管理人　弁護士　大神　亮輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十一日
北九州市若松区東二島一丁目六番六―一〇二号
相続財産管理人　有益　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川郡糸田町一八七九番地、最後の住所福岡県田川郡糸田町一八七九番地
被相続人　亡　加藤　茂雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十一日
福岡県田川市中央町四番二〇号
相続財産管理人　和田　雅之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区大字白野江二六八七番地、最後の住所北九州市門司区大久保一丁目九番二〇号　さわやか和布刈弐番館
被相続人　亡　赤田　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十一日
事務所北九州市小倉北区米町一丁目一番一号小倉朝日びぜんビル三〇三号　平和通り法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小鉢　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区風師三丁目三四六番地、最後の住所北九州市門司区風師三丁目一一番一五号
被相続人　亡　清原ハツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十一日
北九州市小倉北区大手町一一番三号
相続財産管理人　弁護士　大神　亮輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市針尾中町一八二〇番地、最後の住所長崎県佐世保市針尾西町二六七番地
被相続人　亡　豊増　初子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十一日
長崎県佐世保市若竹台町二八三番地一〇
相続財産管理人　林田　和樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県曽於市財部町南俣三九八五番地、最後の住所鹿児島県曽於市財部町南俣四一〇八番地一一
被相続人　亡　戸越　龍一

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年8月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①有限会社タイシン　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－5854号　④有限会社タイシン　東京都新宿区新宿一丁目14番2号　取締役　河邉健太郎　⑤有限会社タイシン　東京都新宿区新宿1－14－2ASビル1階　⑥平成19年1月5日　⑧平成29年1月5日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区新宿一丁目14番2号　有限会社タイシン　取締役　河邉健太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十一日
事務所鹿児島県霧島市国分中央二丁目一番二五号　一階　高妻法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高妻　価織

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十九年七月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年八月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月二十一日
石川県金沢市新保本四丁目六五番二一
北陸三県電気工事業厚生年金基金
代表清算人　米沢　寛